

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

子どもも育む人も誰もが笑顔輝き、 自分らしく成長できるまち 中央区

子ども（若者を含む）は未来を担う、かけがえのない存在です。子どもを育てる親、子育て・教育関連従事者、地域、企業・団体、行政等の誰もが子どもを育み、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、自らも成長していくことを目指すため、計画の基本理念を定め、中央区らしい子どもまんなかのまちづくりを進めます。

中央区基本構想 輝く未来へ橋をかける ― 人が集まる絆なまち

基本的な 方向性

- 1 「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
- 2 歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
- 3 誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
- 4 未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
- 5 多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

施策の みちすじ

- 1 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して
- 2 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して
- 3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

中央区基本計画2023（抜粋）

- 基本施策1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち
- 1-1 ライフステージに応じた健康づくり【健康分野】
- 基本施策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち
- 2-1 子どもが健やかに育つ地域づくり【子育て支援分野】
 - 2-2 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり【障害者福祉分野】
- 基本施策3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち
- 3-1 多様性を認め合う社会の構築【共生社会・男女共同参画分野】
 - 3-2 すべての人の尊厳が守られる社会の推進【権利擁護・生活支援分野】
- 基本施策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち
- 8-1 子どもたちの可能性が開花する教育の推進【学校教育分野】
 - 8-2 希望に満ち、次代を担う子どもの育成【家庭教育への支援・青少年健全育成分野】
 - 8-3 生涯にわたり学び喜びを分かち合える学習活動の推進【生涯学習分野】
 - 8-4 スポーツの楽しさが広がる環境づくり【スポーツ分野】

中央区保健医療福祉計画2020

基本理念 みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

基本目標

- 1 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちを目指します。
- 2 誰もが生きがいや役割をもって活躍できるまちを目指します。
- 3 地域のつながりを深め、孤立のないまちを目指します。
- 4 お互いの違いを認めあい、差別や偏見のないまちを目指します。
- 5 保健医療福祉等必要なサービスが切れ目なく提供されるまちを目指します。

2 計画策定の視点

「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）な生活を送ることができる社会です。

新たな計画策定の視点として、次の3つの視点のもとで、中央区らしい子どもまんなか社会の実現を目指します。

（１）すべての子どもの健やかな成長と、ウェルビーイングの向上

子ども施策の基本は、すべての子どもが、人格と個性を尊重しあい、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しながら、自分らしく尊厳を持って社会生活を営むことができるよう、その成長を社会が支えつつ、伴走していくことです。

そのためには、妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階で、保健医療、療育、福祉、教育が切れ目なく提供されること、子どもの権利が尊重され、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、社会を生き抜く力を得る機会を通じて、意欲や自己肯定感を高め、地域社会づくりに参画していくことが重要です。本計画では、すべての子どもの健やかな成長とウェルビーイングの向上のために、その成長と活動を応援し、意欲や元気で明るく育つ環境づくりを進めます。

（２）誰一人取り残されることのない、切れ目ない包括的支援

「誰一人取り残さない」は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」の根底を流れる基本的な理念の一つです。SDGsは「中央区基本計画2023」の施策の方向性とも軌を一にしていることから、本計画においても調和を図り、子どもや家庭が抱える多様で複合的な課題に対し、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」を構築し、切れ目なく包括的に支援していく体制づくりや取組を進めます。

（３）中央区らしい、子どもまんなかまちづくりを進める

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、常に子どもや若者、子育て当事者等の視点に立ち、子ども・子育て部門とまちづくり部門をはじめとした関係部門とが連携し、安心・快適に日常生活を送ることができるよう、各種施策を実施し、点検・見直しを進めていく必要があります。

子どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、子育てにやさしい住まいや保育・教育施設、歩行空間をはじめ、子どもが安全・快適に遊べる公園や水辺環境、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出等、子どもと子育て当事者等の生活環境を整備し、生活空間・交流空間の整備・充実を進めることで、誰もが愛着を持てる、子どもまんなかのまちづくりを進めていきます。



3 計画の方向性

本計画を実行するため、新たに次の5点の方向性を定め、子ども・子育て施策を展開していきます。

方向性1 子どもの成長と活動を応援します

子どもが権利の主体として多様な人格・個性として尊重されるとともに、子どもが互いの人権を尊重し、豊かな心を育んでいけるよう、子どもの権利の啓発による意識の醸成や理解の促進を図ります。あわせて、相談体制の充実や地域・社会への参加・参画の機会、自己実現の場と体験機会の提供等の取組を進めることで、子どもの成長と活動を応援していきます。

- 【基本施策】
- 1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進
 - 2 子どもに対する相談体制の充実
 - 3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実
 - 4 教育内容の充実
 - 5 自己実現の場と体験機会の提供

方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のすべてのライフステージを通して、縦断的に切れ目のない支援ができるよう、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、地域での多様な子育て支援サービス、相談体制と情報提供のさらなる充実を図るとともに、教育・保育環境の整備と質の向上、子どもの居場所づくりに取り組みます。

- 【基本施策】
- 1 子育てに関する相談・情報提供の充実
 - 2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない伴走型支援
 - 3 教育・保育環境の整備
 - 4 教育・保育の質の向上
 - 5 多様な子育て支援サービスの提供
 - 6 子どもの居場所づくり

方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します

子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関が連携し、児童虐待の防止と総合的な支援、子どもの貧困と格差の解消、ひとり親家庭やヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援に取り組み、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

- 【基本施策】
- 1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援
 - 2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
 - 3 子どもの貧困の解消に向けた支援
 - 4 ひとり親家庭の自立支援
 - 5 ヤングケアラーへの支援

方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくります

若者が地域のなかで成長・自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜き、活躍していけるよう、地域での交流や活動の中で力を発揮し、ライフデザインを描き、自己決定ができるためのさまざまな情報提供や環境づくりを進めます。

あわせて、生きづらさを抱える若者のための相談体制の充実や生活支援、就労支援、雇用等の経済的基盤の安定のための取組を進めます。

- 【基本施策】
- 1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり
 - 2 生きづらさを抱えた若者の支援
 - 3 若者がライフデザインを描くための支援

方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます

家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。

そのため、家庭教育の充実や地域での子ども・子育て支援を通して、地域・社会の連携・協働による、子どもの育ちや子育てを支援していきます。また、子ども・若者を事故やさまざまな犯罪から守るための安全対策等を講じ、子ども・若者にやさしいまちづくりを進めます。さらに、仕事と生活の調和の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を継続し、家庭や職場、地域、社会全体での理解を促進します。

- 【基本施策】
- 1 地域における子育て支援
 - 2 子どもを守る安全なまちづくり
 - 3 ワーク・ライフ・バランスの推進



4 計画の体系

【基本理念】【計画策定の視点】

【方向性】

【基本施策】

【重点事業】

※【地】は地域子ども・子育て支援事業

子どもも育む人も誰もが笑顔輝き、自分らしく成長できるまち 中央区

すべての子どもの健やかな成長と、
ウェルビーイングの向上

誰一人取り残されることがない、
切れ目ない包括的支援

子どもまんなかまちづくりを進める

方向性1 子どもの成長と活動を応援します	1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進	◆主権者教育 ◆人権教育
	2 子どもに対する相談体制の充実	◆子どもと子育て家庭の総合相談 ◆教育相談
	3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実	◆少年リーダー養成研修会 ◆スポーツ少年団
	4 教育内容の充実	◆個性や能力を伸ばす教育の推進 ◆豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進 ◆健康な体づくりの推進
	5 自己実現の場と体験機会の提供	◆文化のリレーの実施
方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくれます	1 子育てに関する相談・情報提供の充実	◆【地】利用者支援事業 ◆【地】乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導） ◆こども家庭センターの設置 ◆ふくしの総合相談窓口
	2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援	◆【地】出産・子育て応援事業 ◆バースデーサポート ◆【地】妊婦健康診査 ◆子ども子育て応援ネットワーク ◆【地】産後ケア事業
	3 教育・保育環境の整備	◆保育環境の整備 ◆【地】幼稚園預かり保育
	4 教育・保育の質の向上	◆保育園巡回支援・指導検査 ◆保育士への支援 ◆保幼小の連携
	5 多様な子育て支援サービスの提供	◆【地】時間外保育事業（延長保育事業） ◆【地】子育て交流サロン「あかちゃん天国」 ◆【地】一時預かり保育、【地】トワイライトステイ、【地】ファミリー・サポート・センター事業 ◆【地】病児・病後児保育事業 ◆【地】子どもショートステイ
	6 子どもの居場所づくり	◆【地】子どもの居場所づくり ◆校庭を活用した自転車及びキャッチボール空間の確保
方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します	1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	◆育ちのサポートシステム ◆障害児支援事業 ◆特別支援教育の充実 ◆適応教室「わくわく21」
	2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援	◆【地】養育支援訪問事業 ◆【地】中央区要保護児童対策地域協議会・児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」
	3 子どもの貧困の解消に向けた支援	◆子どもの学習・生活支援事業 ◆ひとり親家庭休養ホーム事業 ◆【地】実費徴収に係る補足給付を行う事業
	4 ひとり親家庭の自立支援	◆ひとり親家庭相談及び女性相談 ◆子どもの学習・生活支援事業【再掲】 ◆養育費確保支援事業
	5 ヤングケアラーへの支援	◆子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】 ◆ふくしの総合相談窓口【再掲】
方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくれます	1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり	◆青年リーダーの育成
	2 生きづらさを抱えた若者の支援	◆うつ病、自殺予防に関する啓発・周知 ◆ゲートキーパーの養成 ◆ふくしの総合相談窓口【再掲】 ◆SNS 相談
	3 若者がライフデザインを描くための支援	◆キャリア教育 ◆青年リーダーの育成【再掲】 ◆スポーツ指導者養成セミナー
方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます	1 地域における子育て支援	◆地域家庭教育推進協議会の活動支援 ◆地域活動拠点
	2 子どもを守る安全なまちづくり	◆通学路等の安全確保 ◆情報モラル教育の推進 ◆若年者への消費者教育及び情報提供
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	◆ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定

5 子どものライフステージ別の重点事業一覧

●本計画における子どもと養育者に対する主な事業等のうち、重点事業を、子どものライフステージを軸に整理しました。

方向性	妊娠前	妊娠期	出産	乳幼児期（0～2歳）	乳幼児期（3～5歳）	小学生	中学生	高校生世代	若者世代	
〔1〕 子どもの成長と活動を支援します						◆主権者教育、人権教育 ◆少年リーダー養成研修会（小学5年生～）、◆スポーツ少年団 ◆個性や能力を伸ばす教育の推進 ◆豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進 ◆健康な体づくりの推進				
	◆子どもと子育て家庭の総合相談									
					◆教育相談	◆文化のリレーの実施				
〔2〕 子どもが元気に明るく育つ環境をつくれます	◆利用者支援事業、◆子ども子育て応援ネットワーク、◆こども家庭センターの設置									
	◆ふくしの総合相談窓口									
	◆妊婦健康診査									
		◆産後ケア事業								
		◆乳児家庭全戸訪問事業								
	◆出産・子育て応援事業			◆パースデーサポート						
				◆保育環境の整備（保育所、認定こども園等）、時間外保育事業（延長保育事業） ◆保育園巡回支援・指導検査、保育士への支援、◆保幼小の連携 ◆一時預かり保育						
	◆子育て交流サロン「あかちゃん天国」			◆幼稚園預かり保育						
				◆病児・病後児保育						
				◆トワイライトステイ						
				◆ファミリー・サポート・センター事業						
				◆子どもショートステイ（施設などによって対象年齢が異なる）						
〔3〕 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します				◆育ちのサポートシステム、障害児支援事業						
						◆特別支援教育の充実、◆適応教室「わくわく21」				
	◆養育支援訪問事業									
				◆実費徴収に係る補足給付を行う事業			◆子どもの学習・生活支援事業			
				◆中央区要保護児童対策地域協議会・児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 ◆ひとり親家庭休養ホーム ◆養育費確保支援事業						
	◆ひとり親家庭相談及び女性相談									
〔4〕 若者が成長・活躍できる環境をつくれます								◆青年リーダーの育成		
	◆うつ病、自殺予防に関する啓発・周知、◆ゲートキーパーの養成 ◆ふくしの総合相談窓口（再掲）、◆SNS相談									
						◆キャリア教育			◆スポーツ指導者養成セミナー	
〔5〕 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます	◆地域家庭教育推進協議会の活動支援									
	◆地域活動拠点									
					◆通学路等の安全確保					
						◆情報モラル教育の推進				
							◆若年者への消費者教育及び情報提供			
◆ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定										

